

令和3年9月22日

保護者様

伊達市教育委員会教育長

「福島県独自対策」の解除に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止  
の徹底について

秋冷の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けてのご協力をいただき、ありがとうございます。保護者の皆様からの速やかな情報提供が、現在、本市立小・中学校における新型コロナウイルス感染拡大防止につながっております。

さて、本市における福島県独自対策が令和3年9月20日（月）をもって解除され、同月21日（火）から感染拡大防止のための基本対策がとられることになりました。

つきましては、下記により各小・中学校で適切な感染症対策を行った上で学習活動を実施いたします。ご家庭におきましても引き続き家庭内感染防止の徹底にご協力をお願いいたします。

記

- 1 令和3年9月21日（火）～同月30日（木）までの期間  
“レベル2”を継続しつつ“レベル1”への移行期間とし、感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、可能な限り感染症対策を行ったうえで、徐々に実施します。部活動の短時間（1時間程度）活動制限は解除します。
- 2 令和3年10月1日（金）以降の期間  
“レベル1”へ移行し、感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、可能な限り感染症対策を行ったうえで、実施を可能とします。
- 3 ご家庭へのお願い
  - 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅で休養させてください。また、同居の家族に同様の症状が見られる場合もお子さんの登校を控えさせてください。  
そのような場合は直ちに学校へ連絡をお願いいたします。出席停止扱いとなります。
  - 3密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面を回避してください。
  - マスクを適切に着用してください。
  - 家族全員で感染予防に努めてください。

（事務担当 伊達市教育委員会学校教育課指導係 電話 024-573-5833）



3伊教学第863号  
令和3年9月21日

伊達市立各小・中学校長 様

伊達市教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について (依頼)

このことについて、福島県教育委員会教育長より別紙写しのとおり依頼がありました。

ついては、令和3年9月20日(月)をもって福島県独自対策を解除し、同月21日(火)から感染拡大防止のための基本対策がとられることになったことを踏まえ、本市においては令和3年9月21日(火)から同月30日(木)までは“レベル2”を継続しつつ“レベル1”への移行期間とし、その上で10月1日(金)からは“レベル1”へ移行します。

市内の感染状況は改善傾向にはありますが、未だ流動的な状態であることから、感染症対策を遺漏なく実施し、下記のとおり対応願います。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

記

1 令和3年9月21日(火)から同月30日(木)までの対応

- (1) 感染リスクの高い学習活動(部活動において実施する場合を含む。)については、可能な限り感染症対策を行ったうえで、徐々に実施する。部活動の短時間(1時間程度)活動制限は解除する。
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止する。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
- (3) 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行ったうえで、感染リスクの低い活動から徐々に実施する。
- (4) 移行期間中は、児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状がみられる場合の出席停止の措置を継続する。
- (5) 感染拡大地域(緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域)はもとより、都道府県をまたぐ不要不急の往来は控える。ただし、全国大会や進路に係る活動など、やむを得ない事情により往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底すること。

※裏面あり

## 2 令和3年10月1日（金）以降の対応

- (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、可能な限り感染症対策を行ったうえで、実施を可能とする。
- (2) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行ったうえで実施を可能とする。ただし、実施に当たっては(3)に留意する。
- (3) 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより、都道府県をまたぐ不要不急の往来を控える。ただし、学校行事についてはア～ウのとおりとする。
  - ア 修学旅行は、その教育的意義に鑑み、都道府県をまたぐ往来を可能とする（感染拡大地域を除く）。
  - イ 全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め、都道府県をまたぐ往来を可能とするが、往来後2週間の健康観察を徹底する。
  - ウ 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、感染拡大地域を除く県内での実施とする。
- (4) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養することを徹底する。

## 3 その他

- (1) 別紙保護者あて文書を印刷し、保護者へ配付願います。